



7 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の役割（再掲）

景観を質の高いものにしていくためには、行政が地域住民等の想いや地域の現状を丁寧に汲み取りながら、地域住民が主体的に景観づくりに取り組んでいける仕組みが必要です。この「景観形成重点地区」は、市全域を対象とした景観形成基準では対応しきれないそれぞれの地域に即した景観形成基準を設けることなどにより、地域の個性を生かした景観づくりに資するものです。

(2) 景観形成重点地区

景観計画区域（前橋市全域）のうち、特に地域の特性に応じた景観の保全及び創出を重点的に図っていく地域を、前橋市景観条例の規定に基づき景観形成重点地区に指定します。

<p>広瀬川河畔景観形成重点地区</p>	<p>広瀬川を中心に、人々が自然と足を運びたくなるような心地よい空間を創出するとともに、地区の歴史や文化的背景を大切にしながら現代的で新しい要素を積極的に取り入れ、広瀬川と河畔緑地を生かした良好な都市景観の形成に取り組む地区です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
----------------------	---

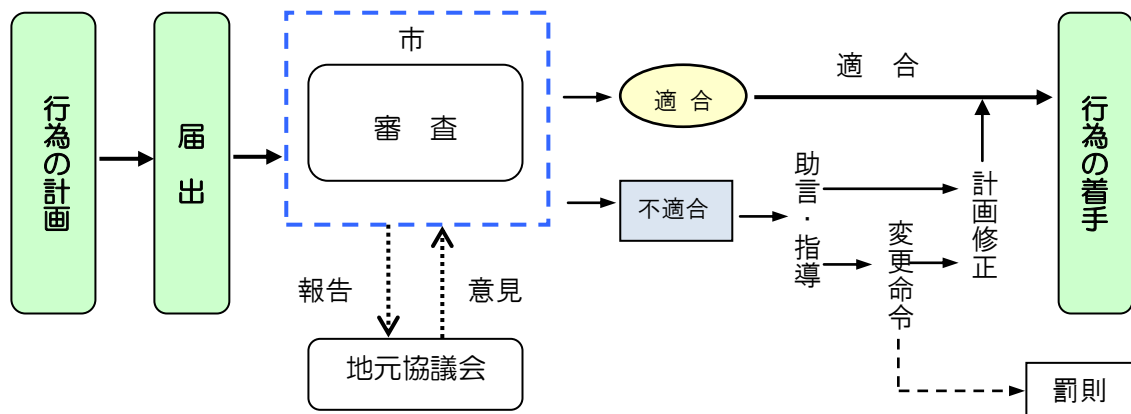
(3) 重点地区景観計画と届出を要する行為

重点地区ごとに、景観形成の目標、方針、景観形成基準(景観のルール)及び届出を要する行為などを明示した地区の景観計画を定め、地域の特性を生かした景観づくりに取り組みます。

重点地区内で届出を要する行為は、重点地区別景観計画において定める行為とし、地区ごとの景観形成の方針や景観形成基準に適合する必要があります。また、届出の対象とならない行為についても、地区ごとの景観形成の方針や景観形成基準に即したものとされるよう配慮するものとします。

図

景観形成重点地区内で届出を要する行為の計画から着工までの流れ<イメージ>



※計画の内容について、市が地区の景観形成の目標・方針・景観のルールに基づき、アドバイスを行います。
また、必要に応じて前橋市景観アドバイザー制度の活用を届出者に提案します。
※第5章(2)で定める大規模な行為については、届出のほかに景観条例の規定による事前協議が必要です。

(4) 重点地区別景観計画

① 広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画

別冊「広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画」のとおり